

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継しましたが、どのような手続きが必要でしょうか？

インボイス発行事業者である被相続人が死亡した場合には、相続人は、「**適格請求書発行事業者の死亡届出書**」を提出する必要があります。

インボイス発行事業者である被相続人が死亡し、インボイス発行事業者でない相続人がその事業を承継した場合に、その相続人がインボイス発行事業者の登録を受けられるまでの間、被相続人から承継した事業に係るインボイスを交付することができないとなると、事業の継続に支障を及ぼす可能性があるため、そのような場合には、**みなし登録期間**※において、**その相続人をインボイス発行事業者とみなすことと**されています。

※ 相続のあった日の翌日から、当該相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日又は被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間となります。

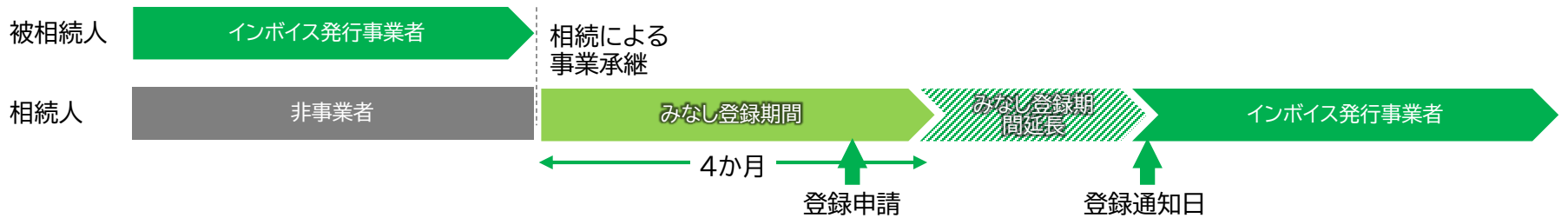
このみなし登録期間においては、当該被相続人であるインボイス発行事業者の事業を承継した相続人は、**被相続人の登録番号を記載したインボイスを交付することができます**が、この取扱いの適用に当たっては、上記「適格請求書発行事業者の死亡届出書」に、**相続により事業を承継した旨を記載する必要があります**。

また、事業を承継した相続人が**みなし登録期間後もインボイス発行事業者となることを希望する**場合には、**みなし登録期間中に「適格請求書発行事業者の申請届出書」を提出し、自ら登録を受ける必要**があります（登録通知がみなし登録期間終了後に届いた場合、その通知が届いた日までみなし登録期間が延びることになります。）。

次ページに続く

個人14 (続き)

【みなし登録期間中に登録申請書を提出し、みなし登録期間が延びる場合のイメージ】



(参考) みなし登録期間終了後に登録申請書を提出する場合

基準期間（2年前）における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継した相続人は、当該相続のあった日の翌日から、その年の12月31日までは課税事業者になります。他方、基準期間（2年前）における課税売上高が1,000万円以下である被相続人の事業を承継した場合には、免税事業者となります。

そのため、インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、みなし登録期間中は課税事業者として、みなし登録期間経過後は、上記の判定に従い課税事業者か免税事業者かのどちらかとして登録を受けることとなります。

免税事業者が登録を受ける場合、登録希望日からインボイス発行事業者の登録を受けることができますが、課税事業者が登録を受ける場合、登録希望日を記載することはできず、登録を受けた日からインボイス発行事業者となります。

【みなし登録期間経過後に登録申請書を提出する場合のイメージ】

